

第3章

豊かな心を育み活躍できるまちづくり

- ① 子どもの教育の充実
- ② 健全な青少年育成
- ③ 学習機会の充実
- ④ 文化の振興と歴史遺産の整備、活用
- ⑤ スポーツの振興
- ⑥ 多文化共生と国際交流の推進
- ⑦ 男女共同参画の推進

第3章

子どもの教育の充実

1

ふるさとを愛し、未来をひらく、心豊かな子どもを育成するため、教師の資質向上や教育施設等教育条件の整備充実を図るとともに、地域との連携を促進し、生きる力・確かな学力の育成と信頼される学校(園)づくりを目指します。

現状と課題

少子化による児童生徒の減少が進むなか、変化の激しいこれからの時代を生き抜いていく豊かな人間性や、高度情報化・国際化への対応など、学校教育の充実がますます重要なものとなっています。そして、学校と家庭・地域との連携を深め、学校の創意・工夫が発揮される魅力ある学校づくりに努める必要があります。加えて、きめ細かな指導により確かな学力と豊かな心を育むとともに、子どもの問題行動・特別支援教育・外国人児童生徒に対応できる教育体制の充実が期待されます。

学校施設については、予想される東海地震に備える緊急の課題として、これまでも耐震化に取り組んできましたが、早急に耐震化が完了するように求められています。また、施設の老朽化に対応するための総合的な改築計画を進める必要があります。さらに、安全な給食の実施に向けて、衛生管理を強化するための施設・設備の整備や効率的な運営が求められています。

施策の内容

1 魅力ある学校づくりの支援

家庭や地域に信頼される学校づくりを進めるため、開かれた学校や特色ある学校など、魅力ある学校づくりを支援します。また、幼保一元化や民営化など幼稚園運営の弾力化や経営の効率化の検討を行います。

<主な事業>

- 自慢づくり推進事業
- 学校協議会運営事業（小中学校）
- 就学前サービス振興計画推進事務
- コンピュータ教育推進事業（小中学校）

序論 第1編

基本構想 第2編

序章

重点プロジェクト

第1章 環境にやさしいまちづくり

第2章 住んで良かったと思えるまちづくり

第3編 基本計画
第3章 豊かな心を育み、活躍できるまちづくり

第4章 安全・安心なまちづくり

第5章 やさしさ、ふれあい、支え合いのまちづくり

第6章 交流と活力のあるまちづくり

第7章 計画推進のために

資料編

2 教育体制の充実

一人ひとりへのきめ細かな指導を進めるため、ふるさと先生制度の充実、教職員の資質向上のための各種研修の実施、子どもの問題行動・いじめ・不登校、特別支援教育、外国人児童生徒に対応できる個別支援体制の確立を進めます。

<主な事業>

- 市負担教員（ふるさと先生）配置事業（小中学校）
- 市負担補助員（運営困難学級補助員）配置事業（小中学校）
- 教職員資質向上支援事務
- いじめや不登校等に対応する教育相談体制推進事業
- 特別支援教育推進事業
- 外国人児童生徒適応事業

3 学校施設の整備

園児・児童・生徒が安全で安心な学校（園）生活を送ることができるよう、園舎・校舎や屋内運動場等の整備を行います。

<主な事業>

- 施設整備事業（幼稚園・小中学校）
- 施設地震対策事業（幼稚園・小中学校）
- 学校給食センター施設整備事業
- 校庭芝生化事業

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
学校に対する満足度	アンケートにおいて、「学校へ行くのがたのしい」と回答した児童・生徒の割合	78%	85%	90%
学校(園)の耐震化率	耐震化済みの市立学校(園)数/市立学校(園)数	67%	86%	92%

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

自慢づくり事業等の魅力ある学校づくりの支援、きめ細かな指導を進める教育体制づくり、地震対策を最優先とした学校施設の整備を進めていきます。

【協働の考え方】

学校と家庭・地域がそれぞれの役割を明確化し、連携を進めるなかで、自慢づくり事業や開かれた学校づくりを進めます。

【市民と行政の役割】

市民は学校の教育活動へ理解を深め、行政は施設整備・連携の仕組みづくりや教職員の資質向上のための体制づくりを進めます。

第3章

健全な青少年育成

2

非行に走らない健全な青少年を育成するため、家庭教育の充実、地域での青少年育成活動の充実、青少年犯罪を防止する見守り体制の強化や有害環境の浄化を推進します。

現状と課題

少年非行は統計的には減少しているものの、少子化や顕在性を考慮した場合、一概に減少とは言い難く、マスメディアに取り上げられる特異な事件も多くなっています。また、青少年を取り巻く環境も厳しく、平成17年度の磐田地区での不審者事案件数は県内第3位となっています。

これら問題点に対し、短期的には補導・パトロール活動の充実が求められますが、中長期的には社会や経済の変化に伴う生活様式や価値観、結婚観の変化による少子化・核家族化等で低下した家庭教育力の向上が課題です。

妊娠期から青年期に至る家庭教育を充実させることにより、保護者に対し家庭教育の重要性を認識させる必要があります。

また、個人偏重主義の浸透による地域社会の連帯感の希薄化も問題であり、青少年健全育成団体をはじめとする青少年団体、PTA、自治会、学校等を含めた地域全体の意識啓発、青少年の健全育成及び見守り体制の充実が重要であり、そのためにもこれら組織間の横の連携を強化する必要があります。

施策の内容

1 家庭教育の充実

家庭教育に関する講座・講演会の事業メニューの充実・拡大とともに、幼稚園・保育園・子育てサークル等と連携し、参加しやすい環境整備に努めます。

<主な事業>

■家庭教育推進事業（講座、講演会等の開催）

序論 第1編
 基本構想 第2編
 序章
 重点プロジェクト
 第1章 環境にやさしいまちづくり
 第2章 住んで良かったと思えるまちづくり
 第3編 基本計画
 第3章 豊かな心を育み誇りを持てるまちづくり
 第4章 安全・安心なまちづくり
 第5章 やさしさ、ふれあい、支え合いのまちづくり
 第6章 交流と活力のあるまちづくり
 第7章 計画推進のために
 資料編

施策の内容

2 青少年の健全育成

各支部育成会の全体組織として連合会を立ち上げ、統一活動を実施します。各支部では、地域の特性を活かし、親・子、地域の子ども・大人が、活動を通してふれあうことにより、青少年の健全育成を図ります。

<主な事業>

- 青少年健全育成事業（青少年健全育成活動の支援）

3 少年補導の充実

少年補導センターの機能充実と補導員の能力アップを図る一方、万引き防止等について、大規模店舗・警察・少年サポートセンター・学校・地域防犯組織との連携を図ります。

<主な事業>

- 少年補導センター運営事業

4 青少年活動の支援・指導

青年団・ボーイスカウト・ガールスカウト・子ども会・放課後子ども教室等の支援及び活動活性化に向けての指導を行います。

<主な事業>

- 青少年活動推進事業
- 社会教育団体支援事業【再掲】
- 放課後子ども教室推進事業

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
補導される青少年数	補導される青少年の人数／年	149人	100人	70人
講座・講演会の受講者数	家庭教育講座・講演会の受講者数／年	2,842人	3,100人	3,400人

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

第1段階として、青少年健全育成会連合会を立ち上げ、全市組織をつくります。第2段階として、下部組織である各支部での統一事業を拡大し、地域主体の啓蒙を行います。第3段階として、各地域が主体となり、青少年育成事業を全市的に行います。

【協働の考え方】

市民が構成する青少年健全育成会連合会及び各支部の活動を行政がサポートしながら、地域での青少年健全育成を目指します。

【市民と行政の役割】

市民から、行政だけでは賅いきれないマンパワーの提供を受け、行政が活動のサポートをします。

第3章

学習機会の充実

市民の自発的な生涯学習を促進し、生きがいのある生活が送れるように、多様なニーズに対応した学習プログラムの提供や読書活動の推進、公民館・図書館などの生涯学習施設の充実を図ります。

また、人権を尊重し、お互いを思いやる意識を高めながら、積極的なコミュニケーションを通じて、地域社会への関心を持つ人づくりを進め、協働を推進する市民の力、ひいては地域の力を高めます。

現状と課題

近年では価値観の多様化の進展、少子高齢化、環境、人権など多くの課題を抱え、また、生涯学習の必要性の認知に伴い、質が高く専門的な講座の開設が求められています。

平成17年度の市民意識調査でも多種多様な学習・活動を市民が求めていることが分かりました。こうした広範な市民ニーズに応えるため、生涯学習推進大綱及び振興計画に基づき、具体的かつ計画的に事業を推進していくとともに、学習成果を地域へ還元するシステムづくりや市民が一生涯学び続けられる環境整備も重要な課題です。

また、既存の公民館を地域の生涯学習やまちづくりの拠点施設として再整備する必要があり、新設・改修・耐震化を計画的に実施していくことが求められています。

図書館においても、蔵書や資料の充実、各種講座の開催、読書活動の推進などを通じた生涯学習の総合的な推進が必要です。

施策の内容

1 学習活動の充実

市民の多様化した学習ニーズに対応するために、市民がいつでも、どこでも、どんなことでも、自発的・自主的に学べるように学習内容の多様化を推進します。そして、地域の資源を活用した生涯学習プログラムや、団塊の世代などのライフステージに対応した学習プログラムの充実を図ります。

<主な事業>

- 生涯学習情報提供・啓発事業
- 生涯学習講座等開催事業
- 社会教育指導者育成事業
- 生涯学習出前講座開催事業
- 公民館講座等開催事業

2 学習の場の活性化

市民生活における学習の場を家庭、学校等、企業・大学等、地域の4つに分け、それぞれの場で行うべき学習内容を明確にし、4つの場を活性化します。

特に、大学との連携を図り、より高度な学習ニーズへの対応、地域再生の人づくりを目指します。

<主な事業>

- 親子読書推進事業
- 家庭教育力向上事業【再掲】
- 静岡産業大学連携推進事業
- 公民館講座等開催事業【再掲】（地域課題学習講座）

3 学習基盤の整備

生涯学習やまちづくりの拠点として、広域拠点施設や公民館の整備を図るとともに、既存の公民館や図書館などの耐震化及び機能の充実を推進します。また、地域リーダーの養成と活躍の場の提供、社会教育団体への支援・連携を行います。さらに、市民がやりがいや意欲を持って継続して学習していけるように、学習成果の評価・活用ができる場を整備します。

<主な事業>

- 豊岡総合センター施設整備事業
- 施設整備事業
- 施設地震対策事業
- 社会教育団体支援事業
- 図書資料整備事業

4 人権教育の推進

人権尊重の教育推進、共生社会推進のための講演会や講座の開催により、正しい問題理解と啓発を行います。

<主な事業>

- 人権教育推進事業
- 男女共同参画推進事業【再掲】

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
公民館講座受講者数	市内 16 公民館等で開催される講座の受講者数 ／年	67,400人	80,000人	88,400人
生涯学習の充実に関する満足度	市民意識調査で「生涯学習の充実」が満足・まあ満足と回答した市民の割合	54%	60%	65%

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

磐田市生涯学習推進大綱及び振興計画に基づき、全庁的に生涯学習施策を推進します。毎年、評価と見直しを行い、常に適切な学習を市民に提供できる体制を整えます。

【協働の考え方】

市民が学習した成果を還元できるように、行政はボランティアや指導者の養成を行い、活動の場を提供します。

【市民と行政の役割】

市民は主体的な学習意欲のもと、豊かで充実した人生を送るため、また、地域文化の向上のため、自主的・自発的に生涯を通して学び続けます。行政は市民の多様な学習ニーズに対応した学習活動の充実や、施設整備、人材・団体育成などの基盤整備、市民の学習成果の評価・活用ができる体制整備などにより、市民の学習活動をサポートします。



第3章

文化の振興と歴史遺産の整備、活用

4

「歴史・文化薫るまち」を創出するため、地域の伝統文化の継承や歴史的遺産の保存・整備・活用とともに、市民による文化芸術活動を促進し、新しい磐田の誇りとなる文化を創造します。

現状と課題

本市には、遠江国分寺跡、新豊院山古墳群、御厨古墳群、銚子塚古墳附小銚子塚古墳、旧見付学校附磐田文庫の5つの国指定史跡があり、昭和20年代から特別史跡遠江国分寺跡をはじめとする史跡の公有地化を順次進め、保全整備に努めてきました。さらに、国指定天然記念物の熊野の長フジ、重要無形民俗文化財の見付天神祓祭など多くの国指定文化財に代表されるように、先人たちによって保存・継承されてきた文化的・歴史的遺産である文化財が多数残されているため将来的にも大切に後世に伝えていかなければなりません。

また、文化活動では、市民の芸術鑑賞や文化活動のニーズに応えるため、市民文化会館、竜洋なぎの木会館、アミューズ豊田などの文化ホールや、香りの博物館、新造形創造館、熊野伝統芸能館など個性的な文化施設を活用して、公演等の開催、創造活動の支援、芸術家等の学校等への派遣などさまざまな事業を実施し文化の振興を図ってきました。

今後は、歴史遺産については、文化財の保存はもとより、活用を重点に考えた整備を進めるとともに、歴史資源を学習資源・観光資源にも利活用できるよう再整備に取り組み、市民、各種文化団体、行政、文化施設等のパートナーシップにより、展示や講座、教室、歴史探索・史跡めぐり等の事業を充実させることが求められています。文化活動については、それぞれの地区で特色ある事業・運営が行われてきた各種事業を、新しい磐田市の視点から見直し、一層の市民の共感や参画を得ながら、感動を生む、より充実した事業を実施する必要があります。

施策の内容

(文化の振興)

1 芸術鑑賞の場の提供

市民が優れた文化芸術に直接ふれることができるように、鑑賞事業の充実を図ります。

<主な事業>

■文化芸術鑑賞・体験事業

2 文化芸術活動の育成と支援

舞台芸術の次代を担う人材の育成と芸術文化活動のレベル向上及び文化発信を図ることを目的に専門家からの指導や助言を受ける機会を充実します。

<主な事業>

■青少年文化芸術活動育成支援事業

■文化芸術活動支援事業

■国民文化祭推進事業

3 文化環境の整備

文化政策の基本となる文化振興計画の策定、文化施設の運営体制の見直し、文化施設の改装・修繕など、市の文化環境の整備を図ります。

<主な事業>

■文化振興計画策定事業

■文化施設管理事業

(歴史遺産の整備、活用)

4 文化財の保全・整備・活用

文化財の保全対策及び利活用を目的とした整備を推進するとともに、地域の伝統行事の継承支援や文化財を地域の宝として保存継承する意識を高め、学習資源や観光資源としての活用手段の開発及び事業展開を行います。

<主な事業>

■遠江国分寺跡整備事業

■遠江国分寺資料館施設整備事業

■史跡整備事業

■文化財愛護啓発事業

5 歴史文化・歴史的文書等の保存・整理・活用

地域史の編さんを継続推進し、公文書や私文書の散逸を防ぎ、地域の歴史・文化を物語る歴史資料として保存・整理・活用に努め、後世に伝えます。

<主な事業>

■旧町史編さん事業（福田、竜洋）

■歴史文書館施設管理事業

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
(文化の振興)				
自主事業入場者数	ホール等で開催される自主事業の入場者数/年	10,410人	12,000人	15,000人
直接鑑賞する人の割合	ホールや博物館などで文化芸術の鑑賞を行った割合(H18実施 文化芸術アンケート値)	73%	75%	80%
磐田の文化が豊かかと考える人の割合	現在の文化芸術が豊かだと考える市民の割合(H18実施 文化芸術アンケート値)	39%	45%	50%
(歴史遺産の整備、活用)				
史跡の整備数	史跡整備完了箇所数(再整備含む)(整備対象史跡は下記に列記)	6箇所	9箇所	11箇所
町史(福田・竜洋)の刊行数	編さん事業の成果としての町史各編の刊行数(全体計画巻数12巻)	7巻	9巻	12巻

ホール等：市民文化会館、福田公民館ホール、なぎの木会館いさだホール、アミューズ豊田ゆやホール、豊岡研修会館
 整備対象史跡(再整備含む)：遠江国分寺跡、京見塚古墳、土器塚古墳、阿多古山一里塚、御厨古墳群、新豊院山古墳群、長者屋敷遺跡、米塚古墳、鉦子塚古墳、堂山古墳3号墳、旧見付学校 計11箇所

施策の進め方

(文化の振興)

【施策の展開シナリオ】

第1段階として、磐田市文化振興計画を策定し、文化振興の目標や方針、基本的な施策を体系的に整理するとともに、重点施策を定め、市民が利活用しやすい環境整備の方向性と方策を示します。

第2段階として、振興計画を踏まえ、その実現に向けて、事業の見直しと充実、文化施設の運営体制の見直しと市民協働の推進を図り、文化事業の質の向上を図ります。

【協働の考え方】

文化事業の企画・運営、文化施設の運営をはじめ、市民との協働を一層進めます。

【市民と行政の役割】

文化振興の主役は市民です。行政は、より多くの市民が文化を享受する機会を提供するとともに、芸術創造環境の充実など市の文化を牽引する環境づくりを図ります。そのなかで、文化の公益性を引き出すしかけや仕組みづくりに取り組みます。

(歴史遺産の整備、活用)

【施策の展開シナリオ】

第1段階として、史跡整備(ハード整備)と資料収集や保存、展示・公開(ソフト事業)を推進します。

第2段階として、保存後の利活用と管理について地域とともに検討・協議します。

第3段階として、学習資源として史跡を積極的に活用し体験学習の場や歴史を直に感じ取れるようにします。

【協働の考え方】

史跡の環境整備での地域住民に対する文化財愛護の意識付けや歴史的文書の活用機会を広くPRします。また、史跡の整備段階では市民参画によるワークショップを開催するなど広く意見を求め、学術的意見も盛り込みながら、磐田市としての史跡整備の計画策定・整備を行っていきます。

【市民と行政の役割】

市民は地域の宝である文化財に対して、協働管理するとともに学習資源として積極的に活用します。行政は学習支援を積極的に行うとともに、良好な環境に保つように努めます。

第3章

スポーツの振興

5

市民の健康増進・体力向上と地域の活性化を図るため、総合型地域スポーツクラブの育成、スポーツ施設の充実、スポーツ大会などのイベントの開催による地域間交流の活性化など、スポーツのまちづくりを推進します。

現状と課題

本市では、スポーツを市民共通の文化として捉え、生涯スポーツの振興を図ることにより、健康で活力ある人づくり、交流が盛んで活力あるまちづくりを目指してきました。

Jリーグ・ジュビロ磐田のホームタウンをはじめ、全日本高等学校女子サッカー選手権大会、ジュビロ磐田メモリアルマラソン等が開催されるなど、スポーツへの興味や関心が高まり、スポーツボランティア活動も活発化するなど、多くの市民がスポーツにかかわるようになりました。また、数多くあるスポーツ施設に加え、小中学校の体育施設の地域開放も行われるなど、市民が気軽にスポーツに親しむ環境づくりも進められています。

このように事業が着実に推進されてきていますが、今後は、増大する施設利用のニーズへの対応を図るため、各地域にあるスポーツ施設の整備・充実や管理に民間活力の導入などを図るとともに、スポーツ関係団体など既存組織と連携を図り、生涯スポーツの振興、新たなスポーツ文化の創造やスポーツ大会の開催などが必要です。

施策の内容

1 スポーツ文化の創造

ジュビロ磐田により醸成された郷土に対する誇りや一体感の高まりを地域に根ざしたスポーツ文化の形成や地域の活性化等に活かすため、市民・クラブ・行政等のネットワーク化を積極的に推進し、市民主体の地域に根ざしたスポーツ文化の創造を推進します。

<主な事業>

- ジュビロ磐田ホームタウン推進事業
- スポーツ交流プラザ・市民ギャラリー施設管理事業
- 全日本高等学校女子サッカー選手権大会開催事業
- スポーツボランティア育成事業

施策の内容

2 生涯スポーツの振興

スポーツ大会や教室等にだれもが参加できる機会の充実に努めるとともに、地域住民が主体となり、生涯を通じて気軽にスポーツに親しめる環境づくりを図ります。

<主な事業>

- 市民スポーツ活動支援事業
- 総合型地域スポーツクラブ育成事業

3 スポーツ施設の整備・充実

既存のスポーツ施設の整備・充実を図るとともに、より身近に多くの市民がスポーツに親しめることができるよう環境づくりに努めます。

<主な事業>

- 社会体育施設管理事業
- 校庭芝生化事業【再掲】

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
スポーツライフが実践できる施設の利用回数	市民一人当たりの市（社会体育施設及び学校体育施設）のスポーツ施設の利用回数／年	8.3回	9.0回	9.5回
総合型地域スポーツクラブの団体数	総合型地域スポーツクラブの設立団体数	1団体	3団体	5団体

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

恵まれたスポーツ資源（ジュビロ磐田ホームタウン、スポーツ施設、小中学校グラウンドの芝生化、学校体育施設の地域開放、大学等）を活用して、スポーツの振興、市民の健康増進、交流人口の拡大等を図り、スポーツを活かしたまちづくりを進めます。

【協働の考え方】

スポーツを活かしたまちづくりには、市民・クラブ・行政等のネットワークが必要です。協働しながら事業推進していきます。

【市民と行政の役割】

市民は、積極的に生涯スポーツの取り組みに参画します。行政は、市民ニーズに応じたスポーツライフが実践できる環境づくりに努めます。

第3章

多文化共生と国際交流の推進

6

市民の国際化意識を高め、在住外国人との共生や国際交流活動を促進するため、教育・文化・スポーツなど多様な交流活動の推進と、地域社会における日本人と外国人との連携を図り、多文化共生社会を目指します。

現状と課題

情報通信技術や交通機関の発達により、急激に国際化が進み、あらゆる面で地球規模でものを考える時代になってきました。

本市では、平成2年の出入国管理及び難民認定法（入管法）改正以降、日系ブラジル人とその家族が多く居住するようになり、現在外国人登録者は9,600人を超え、人口の約5.5%を占めています。外国人の増加に伴い、言葉の壁や文化・生活習慣の違いから、地域の教育現場でさまざまな課題が顕在化しています。市内には製造関係の企業も多く、外国人を受入れやすい環境であり、今後も外国人は増加すると予想されるため、受入れ態勢の整備や市民への多文化共生の意識を啓発していく必要があります。

また、本市の国際交流については、市民団体が積極的に活動を行っていますが、国際化に対応する市民の意識や理解を推進することが必要です。



施策の内容

1 外国人市民への自立支援

地域で暮らしていくための情報提供や生活相談など、外国人市民の自立支援に取り組んでいきます。また、子育て支援や学習支援など、多文化交流センター等を活用し、外国人の子どもを取り巻く環境の整備に努めます。

<主な事業>
■外国人相談事業
■多文化交流センター運営事業

2 多文化共生意識の啓発

国籍や文化など異なる人々も、地域で暮らすパートナーであるという意識を日本人、外国人ともに醸成するため、出前講座などを開催して啓発に努め、多文化共生を総合的に推進します。

<主な事業>
■多文化共生推進事業

3 国際理解・国際交流の推進

市民や市民団体が主体となって行う多文化交流活動や日本語支援、学生の海外派遣受入れ等の活動を支援します。

<主な事業>
■国際交流団体等支援事業

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
多文化交流センターの利用者数	多文化交流センターを利用する人数/年	8,445人	8,500人	8,600人
在住外国人との共生に関する満足度	市民意識調査で「在住外国人との共生」が満足・まあ満足と回答した市民の割合	40%	50%	60%
国際交流の推進に関する満足度	市民意識調査で「国際交流の推進」が満足・まあ満足と回答した市民の割合	55%	65%	70%

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

第1段階では、外国人市民の支援として、通訳・翻訳者を配置し、情報提供や生活相談を行います。次の段階では、外国人市民の自立と社会参画を促進するための環境を整備していきます。

【協働の考え方】

多文化共生のまちづくりは、市民団体や自治会を中心とした地域で担う部分が多いため、市民と行政が協働しながら推進していきます。

【市民と行政の役割】

外国人市民も積極的にまちづくりに参画します。行政は、共生意識の啓発やコミュニケーション支援を行います。

第3章

男女共同参画の推進

7

男女が共に参画できる調和のとれた社会を実現するため、男女共同参画センターを活動拠点として、市民の意識啓発、協働による推進体制の整備を進めます。

現状と課題

男女共同参画社会基本法の前文には、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。」とうたわれています。この法律の施行後、合併前の磐南5市町村では、男女共同参画に関する計画を策定するなど、市民参画や市民との協働により、意識啓発や人材育成、条例制定などの各種施策の推進に取り組んできました。

しかし、合併後の平成17年7月～8月にかけて実施した「男女共同参画社会をめざす市民意識調査」によると、男女共同参画に関する認知度の低さや、DV被害の実態などが明らかになり、これまでの施策だけでは男女共同参画意識の醸成が十分でないことが分かりました。今後は、男女共同参画の意識をさらに高め、だれもが性別にかかわらず尊重され、社会の対等な構成員として個性や能力を発揮できる環境を整えとともに、家庭・学校・職場・地域等のあらゆる分野において、男女が共に参画できる調和のとれた社会の実現を目指すことが必要です。

施策の内容

1 男女共同参画施策の総合的推進

男女共同参画推進条例の理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、男女が性別により差別されることなく対等の立場で参画の機会を確保するとともに、DV等の暴力を防止・予防するため、各種施策を総合的に推進します。

<主な事業>

■男女共同参画推進事業

序論 第1編
基本構想 第2編
序章
重点プロジェクト
第1章 環境にやさしいまちづくり
第2章 住んで良かったと思えるまちづくり
第3編 基本計画
第3章 豊かな心を育み、進んでいけるまちづくり
第4章 安全・安心なまちづくり
第5章 やさしさ、ふれあい、支え合いのまちづくり
第6章 交流と活力のあるまちづくり
第7章 計画推進のために
資料編

2 協働による推進体制づくり

市民及び事業者・市民団体と行政がそれぞれの立場で、男女共同参画の各種事業を推進するため、協働の体制づくりを構築するとともに、活動拠点となる男女共同参画センターを整備し、意識啓発、情報発信等に取り組みます。

<主な事業>

■男女共同参画センター運営事業

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
審議会等への女性参画率	女性委員の登用者数／市が設置する審議会や委員会、協議会等の委員総数	24%	30%	40%
男女共同参画啓発イベント参加者数	男女共同参画の啓発のための講演会や講座等に参加した市民の数／年	1,446人	2,000人	2,500人
男女共同参画社会の推進に関する満足度	市民意識調査で「男女共同参画社会の推進」が満足・まあ満足と回答した市民の割合	51%	60%	70%

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

第1段階として、市民及び事業者・市民団体と行政が協働・連携するための活動の拠点となる男女共同参画センターを設置します。

第2段階としては、男女共同参画に関する意識啓発や情報収集・提供、交流・活動支援、学習・研修等をセンターを核として展開します。

第3段階としては、協働による男女共同参画推進のための人材育成・支援、活用をします。

【協働の考え方】

市民と行政が対等の関係のもと、男女共同参画に関する意識啓発や情報収集、交流、学習・研修等の各種啓発事業を、お互いの役割分担を明確にするなかで、補完し合いながら推進します。

【市民と行政の役割】

市民は、男女共同参画推進を担うサポーターとして登録し、各種啓発事業等の実施に当たっては、積極的に企画の段階から参画をします。行政は、市民の男女共同参画推進のための各種啓発等活動を支援（サポート）します。